## 「年金給付は保険料負担の 2.1 倍以上」のカラクリ

一橋大学教授 高山憲之

(週刊ダイヤモンド「データフォーカス」欄、2003年11月22日号)

(リード文)

8 月下旬に発表された厚生年金給付が保険料負担の 2.1 倍以上という試算は、都合のいい前提に基づいた試算だ。それを報道しないマスコミは堕落している。

2003 年 8 月下旬、日本の新聞やテレビは厚生年金給付が保険料負担の何倍になるかについての厚生労働省試算結果を報道した。すべての世代が保険料負担の「2.1 倍以上」の給付を得ることになるというのである(図 1 参照)。

残念ながら日本の新聞やテレビは厚生労働省の広報係と化したかのような報道に終始していた。

試算にはいくつかの仮定が置かれている。まず第1に、保険料は本人負担分のみを考慮し事業主負担分を除外している。

しかし、事業主負担分は賃金費用の一部であり、それがなければ賃金として本人に支払われたはずである。GDP統計においても事業主負担の社会保険料は賃金の一部として扱われている。事業主負担の保険料を含めて考えると、給付倍率は半減し、2005年生まれの場合、1.05倍となる。

第 2 に、基礎年金の国庫負担割合を現行の 3 分の 1 ではなく、 2 分の 1 で試算している。現行の 3 分の 1 で試算すると給付倍率はさらに下がる(2005 年生まれの場合、上記の 1.05 倍は 0.95 倍に下がる)。

第3に、保険料や給付を65歳時点の時価に換算するさいの割増率・割引率は賃金上昇率(年率2%)に等しいと仮定している。従来、それらは運用利回り(年率3.25%)に等しいとしていた。

割引率を引き下げると、その分だけ給付額は大きくなる(80歳時 20万円の給付は65歳時 点換算で割引率3.25%の場合12.4万円、割引率2%のとき14.9万円)。

一方、割増率を引き下げると保険料負担はその分だけ小さくなる(30歳時5万円の保険料は65歳時点換算で割増率3.25%の場合15.3万円、割増率2%のとき10.0万円)。

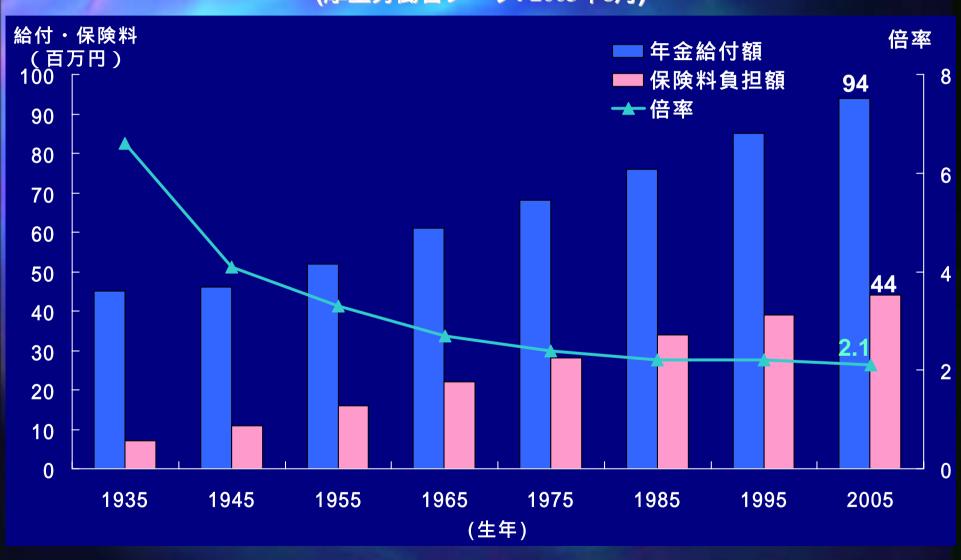
割引率・割増率を引き下げると、結果的に給付倍率は増大する。厚労省が賃金上昇率で割引・割増をした狙いはこの点にある。割引率・割増率を通常の想定のように運用利回りに等しいと仮定すると、2005年生まれの場合、上記の給付倍率 0.95倍は 0.6倍まで低下する。

このように仮定を変更すると、1960年以降に生まれた人の給付倍率は 1.0 未満となる(図 2 参照)。保険料を納めても、その分が年金給付として返ってこないということになる。

厚労省は記者発表のさいに上記の説明資料を参考資料として包み隠さずに配布した。だが、 新聞・テレビは「2.1 倍以上」という数字を一方的に伝えただけであった。

## 図1 世代別にみた年金給付額と保険料負担額

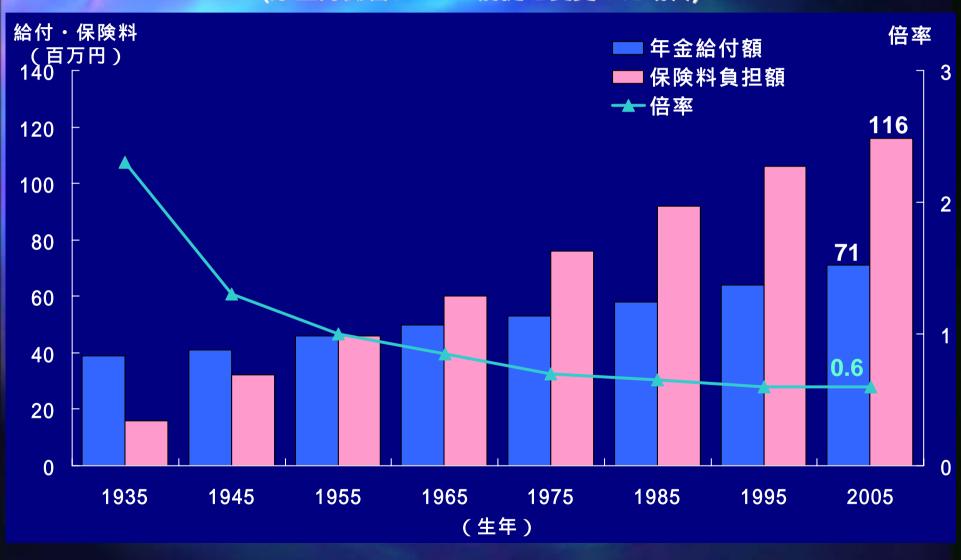
(厚生労働省データ: 2003年8月)



注: 給付・保険料は各世代について65歳時点の時価にまず換算した上で、それを2000年3月末時点の価格で表示した金額

## 図2 世代別にみた年金給付額と保険料負担額

(厚生労働省データ: 前提を変更した場合)



注: 給付・保険料は各世代について65歳時点の時価にまず換算した上で、それを2000年3月末時点の価格で表示した金額